

石川町入札制度等改革実行計画

令和7年2月

石 川 町

I 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

令和6年12月3日、官製談合の原因究明と再発防止等に関する事務を所掌する石川町官製談合の再発防止に関する第三者委員会より、「石川町官製談合の再発防止に関する報告書」が提出された。

この報告書は、令和6年7月29日に第1回委員会が開催されて以降、全6回に亘り、事件の原因、入札制度の問題点、再発防止策の提言等に関する調査、並びに協議・検討が行なわれ報告書としてとりまとめられたもので、徹底した再発防止策の取り組みを全庁的に進めながら、町政に対する信頼回復に努め、町民の負託に応えていただくことを要請している。

また、入札を含めた契約事務については、全ての職員が関わる手続きであることを踏まえ、今後二度と同様の不祥事を起こさないための新たな仕組みやルールづくりが必要であるとして、現行の入札制度、具体的な運用方法、関係法令等をあらためて検証した中で、抜本的な見直し、改革により再発防止策を講じていくための提言がまとめられている。

町は、これらの提言内容を踏まえ、官製談合の再発防止に向けた入札制度改革を迅速かつ的確に実現するため、改革に取り組むための実行計画を策定するとともに、その進捗や達成状況を公表することにより、失墜した入札契約に係る制度及び事務処理に対する住民の1日も早い信頼回復に繋げていくものとする。

2. 構成

この計画は、第三者委員会より提出された報告書において、再発防止策として提言のあった入札制度、電子入札、入札監視などの6項目に係る取り組み事項を整理したもので、各実施項目の現状と課題、提言内容に基づく実施内容や実施事項を記載している。

3. 進行管理と公表

この計画を着実に実行していくため、石川町入札制度内部検討会（連絡調整会議）において進行管理を行う。また、新たに取り組むべき事項や見直すべき事項が生じた場合には、本計画に位置づけ進行管理等を行なうこととする。

本計画の実施状況については、（仮称）石川町入札制度等監視委員会に報告するほか、町議会、町監査委員への適時・適切な情報提供に努めるとともに、町広報紙や町ホームページ等に掲載し公表するものとする。

II 実行計画

1 入札制度について

実施項目

(1) 一般競争入札

担当：総務課

現状と課題

- 制限付一般競争入札の対象となる建設工事等は「設計金額が5千万円以上で、町長が指定するもの」としてきた。
- ※令和6年8月、現行制度上の制限付一般競争入札の対象範囲を拡大（暫定措置）。
- 町内企業の保護・育成などを理由に、大型事業に特化して運用されてきた。
(直近5年間の落札件数は、令和4年度で2件、同5年度で1件)
- 町が行う契約は一般競争入札が原則であるという認識が薄かった。

提言内容

- 指名競争入札に代わり、原則、一般競争入札に変更すること。
- 応札可能業者数を最低でも10者以上確保すること。
- 入札参加者の資格審査を事後審査とし、入札事務の効率性や契約事務担当者の負担軽減策を検討すること。

実施内容

- 原則、1千万円以上の建設工事等は一般競争入札とする。
- 応札可能業者数は最低でも10者以上確保する。
- 入札参加者の資格審査は事後審査とする。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
制限付一般競争入札対象範囲の拡大	要綱等整備	実施	→
入札参加資格審査方法の変更	要綱等整備	実施	→

II 実行計画

1 入札制度について

実施項目

(2) 指名競争入札

担当：総務課

現状と課題

- 競争入札＝指名競争入札との認識が一般的であった。
- 5者未満による指名・応札も散見されるなど、指名業者や受注業者の偏在、固定化の要因ともなっており、競争性が担保されていなかった。
- これまで問題意識や疑問が生じてこなかった。

提言内容

- 契約額（予定価格）が少額なもの、一般競争入札には適さない契約、一般競争入札が不調に終わった契約に限定すること。
- 町財務規則に基づき指名業者数を5者以上とすること。
- 町外業者の指名等により、指名業者の固定化を排し競争性を確保するよう努めること。

実施内容

- 制限付一般競争入札の対象金額未満（1千万円未満）は指名競争入札とする。
- 指名業者数は最低でも5者以上とする。
- 指名競争入札に参加する者を選考し又は決定するための新たな基準を作成する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
新たな指名基準の作成		要綱等整備 実施	→

II 実行計画

1 入札制度について

実施項目

(3) 隨意契約

担当：総務課、全課

現状と課題

- 業者選定の過程が不透明である。発注担当者等の恣意性の排除や競争性の確保が難しくなる。
- 透明性を確保する観点からも随意契約を適用する理由や相手方の選定理由等の公表について検討が必要である。

提言内容

- 随意契約は、関係法令等に基づき要件に合致する契約について厳正な執行を図ること。
- 関係法令等に基づく要件の明確化、随意契約を適用する理由、相手方の選定理由等の公表により、透明性、公平性の確保に努めること。

実施内容

- 随意契約は安易に行なわず要件に合致する契約のみとする。
- 随意契約を適用する理由等の公表を行う。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
随意契約に係る契約方法の見直し		調査検討	実施
随意契約を適用する理由、相手方の選定理由等の公表		要綱等整備 実施	→

II 実行計画

1 入札制度について

実施項目

(4) 工事等指名運営委員会

担当：総務課

現状と課題

- 入札参加者の固定化など偏りが生じてしまう傾向にある。
- 入札参加者数が5者に満たない入札も散見される。
- 入札参加者の指名の公正を確保するための組織としての機能を十分発揮できていなかった。

提言内容

- 指名選考に資する明確な基準を作成し、委員会において主体的に指名選考の決定を行うよう努めること。
- 各年度における指名、受注の状況等を勘案した中で、特定の者に偏った指名となるよう努めること。
- 入札執行に係る多くの秘密情報が共有されることを踏まえ、情報漏洩に備えた対応を図ること。

実施内容

- 明確な基準のもとで主体的な指名選考を行う。【1(2)「指名般競争入札」参照】
- 各年度における指名、受注の状況等を随時集計し指名選考に反映させる。
- 委員会での審議資料は会議終了後に回収する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
指名、受注状況等集計表の作成		調査検討 実施	→
委員会審議資料の回収	実施 ※R6.8月	→	→

II 実行計画

1 入札制度について

実施項目

(5) 入札結果の公表

担当：総務課

現状と課題

- 「入札執行調書・入札（契約）結果書」として取りまとめ、町ホームページに掲載し公表しているほか、総務課窓口において閲覧に供している。
- 随意契約は、適用する理由や相手方の選定理由を含めその一切が公表されていない状況にある。

提言内容

- 現行の公表内容を精査し、入札制度や入札執行に係る透明性の向上を図ること。
- 随意契約を適用する理由、随意契約の相手方の選定理由等の公表に努めること。
- 入札等に係るチェック機能の一部として再発防止に繋げること。
- 監査委員による監査方法、議会の監視体制の強化により、重層的なチェック体制を構築すること。

実施内容

- 透明性の向上に資するよう公表内容の充実を図る。
- 随意契約を適用する理由等の公表を行う。【1(3)「随意契約」参照】
- 監査委員、議会に対し入札結果の積極的な公表に努める。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
入札結果等に係る公表内容の見直し	一部実施 ※R6.8月	調査検討 実施	→
監査委員、議会に対する入札結果の情報提供	一部実施 ※R6.9月	調査検討 実施	→

II 実行計画

2 電子入札について

実施項目

(1) 電子入札

担当：総務課

現状と課題

- 現行では、対面による入札執行のみとなっている。
- 今回の事件を契機として、業者同士や業者と職員の接触機会を減らす必要がある。

提言内容

- 透明性、競争性、公正性が求められる中で、電子入札は、談合防止に有効な入札方法であると認められること。
- 事務処理の効率化や迅速化に繋げるための入札方法としても効果が期待できること。

実施内容

- 電子入札システムを導入する。
- 入札・契約事務の効率化、迅速化のための契約管理システム等を導入する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
電子入札システムの導入 7年度予算計上額 6,257千円	調査検討	調査検討 運用	→
契約管理システムの、競争参加資格申請受付システムの導入 7年度予算計上額 14,560千円	調査検討	調査検討 運用	→

II 実行計画

3 入札監視等について

実施項目

(1) 入札監視

担当：総務課

現状と課題

- 入札制度等のチェックは、入札事務所管課（総務課）や工事等指名運営委員会のほか、町監査委員、議会により実施されている。
- 入札結果内容を調査・検証する体制が整備されておらず、談合等が疑われる事案等の把握が行なわれていない。第三者の目による入札等の監視・検証強化が必要である。

提言内容

- 入札制度や契約手続きの透明性、公平性を確保するため、公平・中立な立場で客観的に審査する入札監視委員会の設置と定期的な開催を検討すること。
- 入札制度等の見直し検証を定期的に行うよう努めること。
- 現行の指名停止基準見直しによる停止事由の明確化や停止期間の延長（厳罰化）、入札談合防止を図るためのコンプライアンス研修会等の実施を検討すること。

実施内容

- 入札制度や入札結果を審査する（仮称）入札制度等監視委員会を設置し、年2回程度開催する。
- 指名停止基準の見直しを行う。
- 町内業者を対象に入札制度やコンプライアンス意識向上のための研修会等を実施する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
(仮称)入札制度等監視委員会の設置 7年度予算計上額 180千円	要綱等整備	設置 開催	→
指名停止基準の見直し		要綱等整備 実施	→
町内業者向け入札談合防止研修会等の実施		実施	→

II 実行計画

4 意識改革、コンプライアンス研修

実施項目

(1) 意識改革、コンプライアンス研修

担当：総務課

現状と課題

- 組織内における不正行為を防ぐための対策が十分に取られていなかった。
- 町職員等が利害関係者と接触する場合に遵守すべき事項を盛り込んだ倫理規定等がない。
- 法令等の規定、社会規範やルール、マナーを十分にわきまえ、全体の奉仕者として公平・公正に職務を遂行することができるようコンプライアンスの強化が求められる。

提言内容

- 入札を含めた契約事務に関しては、全職員が当事者になり得るものであるため、あらゆるリスクを想定した再発防止策を講じていく必要があること。
- 職員の倫理観や規範意識を醸成するため、入札・契約事務等に関する公務員倫理・コンプライアンス研修を定期的に実施すること。
- 職員の不祥事を未然に防止するための倫理規程等の整備について検討すること。

実施内容

- 入札・契約事務等に関する研修会を定期的に実施する。
- 職員倫理規定を制定する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
入札・契約事務等研修会の実施	実施 ※R7.2月	→	→
職員倫理規程の整備		要綱等整備 運用	→

II 実行計画

5 公益通報者相談窓口設置と保護制度の創設

実施項目

(1) 公益通報者相談窓口の設置と保護制度の創設

担当：総務課

現状と課題

- 入札情報に関して業者等からの問い合わせや働きかけがあった場合の上司への報告等が徹底されていない。
- 不当な指示や介入があった場合の対応として、内部通報を行う環境が整っていない。

提言内容

- 入札情報など外部からの働きかけ等があった場合には、上司への報告等を徹底させること。
- 公益通報者が匿名で相談できる外部有識者による相談窓口（公益通報窓口）を設けることで、不正行為や法令違反などを相談しやすい環境づくりを進めることが重要であること。
- 公益通報者の相談窓口を設置し、組織として不当な介入の防止に努めるとともに、公益通報者を保護するための規程の整備を図ること。

実施内容

- 公益通報者が匿名で相談できる相談窓口（公益通報窓口）を設置する。
- 公益通報者保護に関する規程を制定する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
公益通報者匿名相談窓口の設置		調査検討 実施	→
公益通報者保護に関する規程の整備		要綱等整備 運用	→

II 実行計画

6 職場環境改善・組織風土改革

実施項目

(1) 職場環境の改善

担当：総務課

現状と課題

- 入札契約関係図書は施錠可能なキャビネット等に保管されていたほか、データへのアクセス権は、各課の係内での範囲（課長は課内）と制限されていた。
- 決裁文書回付の過程において、入札業務に直接携わらない不特定多数の職員が入札に関する秘密情報を知り得る立場にあった。
- 職員は密室等において業者とみだりに接触しないよう心掛けるほか、業者に対し決して一人では応対しないよう徹底することも必要である。

提言内容

- 職員が守るべきルールを明文化したマニュアル等を整備すること。
- 知識・理解不足から不適切な事務処理に繋がることのないよう、職員研修会の実施等により学びの機会を設けるよう努めること。
- 秘密情報の定義とともに管理ルールを厳格に定める必要があること。
- 業者等が秘密情報に接触する機会を物理的に遮断するため、執務室内への立ち入りを厳しく制限すること。

実施内容

- 入札契約制度マニュアル、官製談合防止リーフレット等を作成・配布する。
- 入札・契約事務等に関する研修会を定期的に実施する。
【4(1)「入札・契約事務等研修会」参照】
- 秘密情報の管理方法をルール化する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
入札契約制度マニュアル等の作成		調査検討 作成・配布	→
秘密情報管理ルールの整備		調査検討 運用	→

II 実行計画

6 職場環境改善・組織風土改革

実施項目

(2) 組織風土改革

担当：総務課、防災環境課

都市建設課

現状と課題

- 長期間にわたり入札・契約事務を担当することにより、職員と業者との間に馴れ合いや特殊な関係が生じてしまったり、職場内の人間関係が固定化され、その弊害として閉鎖的な組織風土が生じてしまう恐れがある。
- 人材育成や組織活性化の観点からも、定期的な人事異動により適度な新陳代謝を図る必要がある。

提言内容

- 定期的な人事異動、事務分掌の変更、職員面談の実施等により、職場のコミュニケーションやマネジメント不足を引き起こすことのない風通しの良い職場環境づくりに努めること。
- 入札・契約事務に関して業者と接触する場合のルールづくりを行うこと。
- 災害時における業者との連携をより一層強化するため、地元業界団体と防災協力協定の締結を行うこと。

実施内容

- 人事・労務管理を徹底する。
- 入札・契約事務に関して業者と接触する場合のルールを整備する。
【4(1)「職員倫理規定」参照】
- 災害時における防災協力協定を締結（現行の「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」の見直し）する。

実施事項

項目	6年度	7年度	8年度
災害時における防災協力協定の締結 (現協定の見直し)		調査検討 協定締結 運用	→

